小笠原島紀事

巻之卅四 廿六

農商務省
圖書
第　號
共　冊

太政官文庫
和書門
類 號 函 架 冊
八一二七 二二 三三

内閣文庫
和書
八一七四 三三 三三 一四

内閣文庫
番號	和	8174
冊數	33（26）	
函號	173	180

国立公文書館
National Archives of Japan

小笠原島紀事巻之二十四

目録

○南嶋要録

太政官文庫

文久元辛酉年九月十九日於新部屋前溜安藤對馬守殿御
用掛被仰渡候并立合ニ而書取御渡

水野筑後守

伊豆國附島ニ而満南所謂目ニ小笠原嶋与開拓御用被
仰付候ニ付而ハ船手之者御軍艦ヘ乗組彼地ヘ罷越巨
細實地見分一ト通リ見込之趣可申聞事

一 江川太郎左衛門手附年代等彼地より罷越候もの
長吉ト申者ニ御開書類等持参罷越候ニ付松平出
雲守江申達松太郎左衛門江も申達置候九月廿五日於
岩昌平廼坂ニ而書類持参ニ付借用いたし度

一 伊豆國附嶋々家数并人數等掛
此分当時之調ニ而返却ニ可致

一嶋々廻島之儀ニ付申送書　　吉丹
一三河口大忠ニ有之
一伊豆国附島々儀国ハ拾　　壱ヶ嶋
外ニ青ヶ嶋図書拾と云入
右昌平へ差リ置ヶ条ニ有之通大要
一八丈ハ種多く天気善き時ニ付嶋頭居候事
一江戸より八丈ニ百里有之一昼夜ナライ風吹候得者
到着之由
一八丈御用船有之ニ付手船も有之三百五拾石積位
之也
一大嶋ニ八重ニ湊といふ所有入口浅く大船を乗込かた
し尤右手船位迄ハ乗入候得共島岸より小船ニ
て荷物乗移とも上陸船をハシヤケと云て引揚置也
一利嶋者海岸遠浅之船揚有之其地ハ岸深く巌石多し
一島中出産之穀物其嶋人半年之食用ニ充無く従来産
物之内地より交易也
一穀類米麦至て少く分限有之家とて正月三日迄てと
盆中斗りに而大商人米之飯を食ス者富有と称する正
月之餅ニ七律ヲ搗五文備と称ス如く小取して二ツ
三ツ々迄親等へ送り之を重き祝儀とせし
一新嶋風俗ニ而女子毎朝先祖之墓参をなし釜前の事
をなして男子ハ船乗と漁事のことをなすと云
一女子嫁ニ不時ニ斗力ニ桶と鍬と鋤とを重荷とし
髪者結半ニ三枚用之を分限者の女房と者

一此桶を女子頭上へ載せ毎朝水を担ひ家に帰る
一八丈島は女なる方不別多く淫風盛也なを産婦は穢なりとして山野へ小屋を建て別居せしむ其中に姙娠をなすに至る
一嶋人と流罪人と互に別種となり婚姻をなさる事なし
一浮田一類とて又別種となりゐるか別流罪之人にて今に加賀家より年々手当を贈くる
一当嶋牛多く馬なし薪を多く内地へ送るに至る
一季候暖和女子なと島中の業をなさ漁り其余人を養ふる事なし
一絹は八丈と云る製し木綿は三宅嶋より出甚也之島なり漁猟を業とし船中松魚を以て鰹節を製し内地に出帆

一八丈へは毎年四月頃より十月頃まて小舟五艘位之往返に止る大嶋新島之類は数回往返し嶋人の手船も御用船も必を商家の手を経て産物の出入をなす
一地役人と称するもの一島に一人あり御代官の手代の如く島中の村務を司る一村にも必ず名主何某
一八丈には陣屋ありて諸用物を出納して製造
○江川太郎左衛門方より備を三河口太忠嶋し此島之義は其中選挙と名く情願之中より選擢之
八丈嶋之部
一八丈嶋は大賀郷三ッ根村末吉村中之郷村樫立村と五ヶ村に分つ

一八丈嶋南北四里東西弐里半
一同島附小島ハ宇津木村鳥ヶ村二ヶ村ニ分ツ
一小嶋南北弐拾町東西三拾町程
一八丈伊豆より百里余ニ而凡百里程至て難海
一山多く平地僅之大賀郷三ッ根之両村少し平地有り
一大賀郷之内字八重根三ッ根村之内字神湊と称船
着場あり巌石ニて風除なし船繋不相成船庭ニ荷
揚いたし船ハ陸江上ヶ置之
一田畑反別ハ元文二巳年畑ハ寛保元酉年斎藤喜六郎
字改之節検地有之し粟畑芋畑稗畑と称切替畑ニて
反別無く何斗蒔と定む
一新田畑ハ寛政五丑年御普請役小俣藤太郎平岡彦兵衛
御手代高橋次太夫見分之節右地形畑之中より新開
申渡候年貢上納ニ相成
一風烈敷時節之時ハ波音吹飛ヶ浪方十分之無之様ニ煙
右ハ下拵を施し取扱をめ其七口ッ、神仏を拝せ候
此節ハ左迄之も無之
一織物之事ハ紙汐吹飛ヶ桑葉難用故一而降汐気を
流し実を待の之雨後ニ寄蚕取失ふ事も多し
一塩焼出来不
一百姓ハ方々多少産品生立有之芋ハ不用立候ハ用立
○小嶋産物之物少し漁ハ八丈より多し干魚ふ相来鰹
節少し出来
○青ヶ嶋八丈より巳午ニ当り海上三拾里程

一体戸切高壱石と二拾三石畑高割懸り丁七百六畝を
出方し
一此年貢納三拾壱石以〜山焼後止ル
一天明三卯年山焼ニ付ニ而凡五六年無據住居不叶八
丈ヘ退去
一寛政六寅年拝借金等ニて郡西堂四郎分八人帰住ル
丁出餘郡ろ
一八丈三ツ根地内字元東山大立木伐ニて深木之義支
ニ付此所より伐木相止ル
一大賀郷之内字稲村石橋立祇ル五ヶ所新規焼出文ニて
開発之筈ろ
〇小島宇津木村百七拾人鳥打村拾百七人喰料之場ニ

一て地味不宜ハ丈より海上三里
一八丈ヶ嶋とも出合之く候ーく子供く候ろ也ー業
一右と唱へ麦紫へ麦粟金少ー文せ汐ニて契合ち
一米九百壱石余
一麦弐千四百八拾九石余
卯年　収納
黒八大豆粟得候ーく子等雑作之分所右場金壱毎
ニ付米壱石候ニて菜麦へ遣し申也
一金九千五百八拾六両余　不納拝ー代
同
七千八百六拾壱萬余　御手金
千七百弐拾五両余　儲金
此米千七百弐拾五石余　壱石ニ付壱石換

男三千百五拾六人
女三千三百二拾八人
右前書人数之内村入用并ニ百姓とも蒸籠其外諸雑用 一日壱人米弐合 壱四合ニ積り 以外米三合 壱弐合之積り
差引
一米九百五拾七石余
麦子五百八拾四石余 夫食ニ可成分
右前書人数ニ而日数百八十日四分之分右之者像子彩
ニて取續
一女子経水之節者他家と隔別居せしむ
一寺二寺大賀郷ニ有り浄土宗ニて宗福寺長楽寺といふ
一古来より肉食妻帯す
一天明三亥年ゟ医師田村玄長廻島薬草植付ニ参り候

生来者之
一大賀郷名主菊池秀門金五拾両毎役所ニて出し貸附百両
近利信願済拙村助成ニ成ル
○小島宇留末村ニ有朝明郡築地御用之助郷料米年々弐石
以、請下
一八丈島御用船預り山下與惣之丞飢饉凌く為め弐百両毎
差出
一御用船預り山下與惣之倅服部源五郎定扶持被下之
江川手代松岡正平ニ尋 文久元 九月
一八丈島御用船三艘有之
三百五拾石積 御船預り 服部敬次郎
右口外 口 笹本平三郎

七百石余　□　山下籐十郎

一流罪人之内収没女と唱於在家百姓之嫁又ハ介等ニ生
生之男女子共流人之列ニ不加肩書ニ寄子と認其母
親之百姓人別ニ而宗門帳ニ書加ヘ

三宅島前之帳面抜

一島中五村ニ而名ハ伊ヶ谷村伊豆村神着村坪田村阿古村
と云南北三里東西弐里程

一伊豆より辰巳ニ当り凡弐拾六七里難海

一土地嶮岨平地無之住民山間ニ住

一切替畑多く定作場少し

一船着場伊ヶ谷地中字大船戸同と不加以伊豆地中湊
船着場字赤けん中廻船共神着村地内大久保浜伊豆
神着村ハ平也神着村共漁船も右浜ニ而上下共伊ヶ
谷神着阿古三村中之浜ニ而廻船共下し漁船共船戸
ハ坪田阿古村ハ字西不常以浜ニ而已船漁船共引上
下ヶ

一何も巌石之間ニ漂ひしの浜方之道ニ而風除無之船
繋不叶着船直ニ荷物揚ヶ船揚ハ勿論出帆ニ付
迄と唱荷を積ミ出帆也

一産物天草取より塩焼立金壱両ニ付三斗五升入り於
俵替ニ而金拾両弐分之分塩買上右焼立塩扶持と
り而米四拾七石四斗八升内ハ被下寄享保八卯年

河手持并来る破之節鍵立差止請下ケ米減し三宅御蔵
ニて永拾七貫三百六拾八文上納米も拾石四斗弐升
一 以後請下ケ如宝暦拾三未年より御蔵昨ゟ引分ケ三
宅島運上永拾二貫弐百五拾文四分上納米九石八
斗九升以後請下ケ如天明三卯年江川太郎左衛門支
一 配之節新開畑反別弐拾三丁九反七畝歩高出ル石永
五貫弐百三拾七文五分上納之儀ハ寛政五丑年小
一 俣藤多郎高橋次左衛門廻島之節改出切替畑反別七拾
町三反八畝十二歩此石永拾三貫九百六拾九文四分
上納之儀未定
一 天明五巳年畑反別拾町六畝歩新開申立此石永弐貫
一 三百三拾弐文上納是ハ伊豆村中ゟ拾人の合納三反
歩此石永六拾六文去ル辰年より上納都合永三拾七
貫八百五拾三文上納あり
一 天明元丑年御普請役廻島御吟味以来帳前役永三貫弐
百拾文ハ以而当時も上納
一 産物薪並竹木等ニあり白納椎実椎茸鰹節鰹煮箱椿油
芸さくら帯亀甲栗杉蓑楮木草あり
一 三宅島物成金五百両御貸附ニて地役人并平吉来より
り願出として有り候ニ付利金を年々七拾五両之内
拾両ハ地役人并へ渡遣
一 船左の如し
廻船三艘
漁船拾壱艘
伊ヶ谷村
小船三艘
漁船六艘
神着村

伊豆村　出船壱艘　漁船三艘
坪田村　出船壱艘　漁船四艘
阿古村　廻船壱艘　漁船七艘

一 右船流人渡海船ニ乗参時者渡船手より壱艘ニ付金四両宛ツヽ渡江戸滞船日数多き時ハ雑儀以多し

一 五ヶ村共田畑の土ニ而無之其作場も有之而畑更ニ

一 米一石ニ付永五貫文ツヽ渡

一 鮑ハ無之海鼠少〻ニ有之

一 前々塩焼立ニ付再興申付有也

一 御蔵島　御寄揚物

一 南北壱里程東西壱里余村名無之

一 三宅嶋より午ニ当り七里程海

一 冬春渡海難く小風ニても高波立

一 着船場ハ大根前浜と云壱ヶ所巌石多し

一 土地嶮岨四方切岸島人西南ニ而拾八軒住居

一 平坦家作すへき地無し

一 三宅之枝島ニて三宅嶋の支配を受し處宝暦十三未
年より引分也

一 享保八卯年より永壱貫百拾六文六分上納之外小侯
高拾廻島より改上納
畑反別五町壱反六畝十三歩

此石永七百三文五分
外永壱貫百拾六文六分　小物成 則享保以来之分

一金銭通用無之黄楊木貢摺代ニ而上納

一産物黄楊木鰹節椎茸木ノ子薪炭

一黄楊木壱ヶ年ニ船ニ而出し根切木数百ニ付本
位ニ而当時漸木三四拾ヶ年ニ相成候年々植付候

一名主壱人給三両年寄一人ニ百姓代壱両書役料壱
両

一百姓寺ニ而両神主ニ而断

一船数廻船壱艘漁船ニ艘

一黄楊木貢摺代
壱ヶ年金七百両

内金三拾五両冥加上納　百両ニ付五両之割
右三拾口より始ル

一黄楊木摺代金価之分三千百両ハ島会所ヘ差出候益金
余ハ国地正方価貸附ニ相成候島方助成金貸附元金ニ伺
済

一右代出摺代大会山ハ出数之而無割持山ハ地主より
実斗之

新島内五

一右村と唱壱ヶ村枝合若郷村壱ヶ村ニ引分ル

一南北三里程東西三拾町程

一伊豆より辰巳ニ拾三里荒灘有之
一南北ニ山有西之方字前浜ニ人家有り砂浜
一前浜より羽伏浦まて凡三拾町横拾四五町平地
一羽伏ニ砂浜有り前浜ニ船を着ヶ船引揚ヶ置之
一地味悪敷浮砂有り
一反別畑左之如し
畑反別六拾五町壱反八畝廿歩　本村 若郷村
此取年貢永拾貫弐百六拾壱文三分
右之訳前之塩三斗五升入千五百拾三俵並ニ口位四
拾三俵余之納此扶持米三斗七升入弐百八拾俵ツヽ
被下置處
享保八卯年塩納止永拾六貫五百八拾三文納此半納
拾三石四斗五合ツヽ被下置處
寛政五丑年畑反別前書之通見取ニ而前書永之納并ニ
拾嶋
○式根嶋風待之為湊船之入江三四ヶ所有て漁業も有
之ニ付永七貫五百文之納之筈ニ御座候別段大船有
之ニ付永三拾文小船ハ四貫拾文ツヽ年々之納
一産物鰹節干椎実夜力附子草拾之薪炭椿油
一船数如左
一廻船七艘　本村 若郷村
内壱艘若郷村分
漁船四拾三艘　右同断
内四艘若郷村分

一 枝嶋如左

○地内島南北三町東西壱町程

一 新嶋より西ノ方拾町

一 株平岩岬ニて産物なし

○式根島南北五六町東西二三町

一 新嶋より南ノ方壱里余

一 木品生繁り家作等伐出

一 民家無之専ら漁業寄り也

○将沢根嶋南北壱町程東西二三町

一 新嶋利島之間ニあり

一 岩間ニて立木無之両嶋入会ニて磯漁浜漁有之

一 式根島ハ小屋取立新島より日々村役人出張改有之漁

鮮魚船渡賀通切手五艘相渡有

一 甘蔗植付之ため椿山之内椎木有之場所ニ除新定め施

字細河原

大縄反別三町歩　興　百　姓　直

字右出之

日吉町歩　田外

外字大原ニ六町二反壱畝歩通定場有之

神津島ハ以

一 南北壱里半程東西壱里程

一 伊豆より丙午方八里新島より午方五里

一神崎と式根との間瀬戸有と唱波荒十月頃西風強
海難し

一大地島半山にて平地無之

一當年貢米古ゟ村分享保より是の如し
　永七貫五百拾文　上納

一定米五石六斗六升拾合　御下
右之外寛政五丑年より右之通とし渡る
畑反別拾弐町七反七畝廿歩
此永五貫七百八拾四文
外永七貫八百拾文　小物成

一土地蝕小砂利多して不宜奥根下根にて宜しく麦粟芋
等也云他茶作不宜

一産物鰹節鯖干肴楮漉場の是
薪ゝ薪伐出を向浦東小船渡海之節り右止む

一鮑多く産干立方中漁有之
廻船弐艘
漁船拾九艘

一島小ゟ用ハ産物売捌代之内金を為之代を取ハ分ツく
組頭三拾弐人にて預り名主へ遠預り置

一島役人出国入用ハ船中江戸滞船中とも一日玄米を
弐升ツヽ也

一土地畝畑平地少斗ありて字瀬道寄新畑を開場二町歩
従前之

一野牛多く開墾を妨く

一 利島

一 東西南北弐壱里四方程

一 伊豆より卯辰三里

一 新島より子丑五里

一 利島と新島海根路の間瀬戸名と唱候荒十月後浪海難し

一 土地峻岨五分通砂利場也外黒赤土ニて地味不宜諸作出来難し

一 水少し雨水を溜用申又ハ新島より持来り旱損之時ハ瀬を土ニて致し用申

一 当網船古来不分寛永年出候由

上納

一 白結三百三拾反

一 米四拾四石七斗五升 被下

右者享保八卯年より永納ニ成候

永拾八貫弐百五文 上納ニ成候

米拾石壱斗壱升 被下

右之通寛政五丑年如此改ル

畑反別七町五反四畝廿四歩

此永壱貫七拾六文四分

外永拾八貫八百五文 小物成

一 産物 薪切出畑へ椙植付其外山の実椿油出し人にやく

玉鰹節真綿

一 蚕ハ国地様ハ不宜島候ニて仕立出大なり

一 但船三艘　漁船五艘

一 嶋方小入用者廣物并代金共毎ニ付銀三匁六分ツヽ

　 漁並

一 土地嶮岨巖石多シ平地なし作物之場不去切替畑之

一 鵜渡根利嶋新嶋と入会場なり

○ 私島神津利嶋ハ来渡海難ニ付別段上納を立利陪

　 候得附急難を遠之候備願附

○ 三ケ嶋寄手当之廻米

　 米高拾四石三斗六升壱合四夕

　 右嶋ハ国並神津利嶋之廣物新嶋ハ集並新嶋(江戸)ハ四色

○ 右三嶋ハ地役村役て不抱勘定方小前一統相続之て

　 取計

○ 伊豆国附島ゟより江戸川口まて凡里程

大島　三拾六里　　利嶋　四拾三里

新嶋　四拾七里　　神津嶋　五拾四里

三宅　六拾三里　　御蔵　六拾六里

八丈　百五拾里

○ 文化十二亥年測量御用調

下田　北極出地三拾五度

八丈　同　三拾三度八分

下田より新嶋へ拾里半

新嶋より三宅へ八里

三宅より御蔵へ四里

御蔵より八丈へ弐拾五里

下田より八丈へ四拾五里余
三宅より八丈へ弐拾五里余
八丈より小嶋へ三里青嶋へ弐拾里余
八丈より小笠原嶋へ凡百八拾里

○内海里数
大島　拾三里　利嶋　四里
新嶋　七里　式根
神津　五里　三宅　拾三里
御蔵　五里　八丈　弐拾四里

小笠原嶋

一文禄年中信濃源志能之小笠原民部少輔下田より小笠原嶋ニ至るを初とす七島図中

一寛文中紀州蜜柑商船難風にて此島に至り帰帆の上申立
同上

一延宝三乙卯年閏四月九日長崎住島谷市左衛門悴太郎左衛門中尾荘左衛門江戸小網町大工八左衛門等三拾八人諸章資給を賜り出帆新船ニて長崎奉行牛込忠左衛門

一蒙鈞之命をうけ唐製之巨艘を造り乗組同年五月五日著船六月十日迄見分右海外島出帆同月廿二日下田江帰帆

一享保五庚子年正月遠州荒井商人五名乗船長左太夫水

一云六八拾八人乗ル内四人出
一元文四己未年正月深川町船持善八船阿波廻拾人乗ル
内出
一天明五乙巳年三月土佐赤岡浦商人儀七等七人乗ル内四人出
一天文元丙辰年塩町船持善助七人乗ル
一天明七丁未年十二月大坂北堀江米屋人亀次郎船長傳
三郎等九人乗ル内出
一寛政元己酉年六月薩摩志布志浦商人三右衛門船長葉
右衛門等八人乗ル内出
古何れも五六年十一二年十七八年或ハ二十年在留便
風を得帰国中出ス
○波理日本紀北中無人嶋

一此島南北ニ長し北緯二十六度三十分より二十七度四
十五分までの間にあり
一諸島の中央を以て測るに東経百四拾二度拾五分なり
英のブリーンウイツを以て一度となし経度なり
一千八百二十七年英の甲比丹ビーチエイ始て此に至り
諸島に名付中なるを始て名く
島名ピール　ホツクレンド　ステーブルトン
北方諸島をバルリと名付其南方の諸島をヘーリイと
名付
一千八百二十三年コツヒンと以ふもの亜墨利加鯨船
碇泊し始て此島を知り其港をコツヒンと名付置りビ
ーチエイも諸島の惣名をフランシスベーリと名付天

文宗社中頭取之名也
當時彼此ヘーリートヲ呼称せ

一ビールル島の中央第一の港をルロイと名付あり

一此島ハ既ニ千二百年代より世界に知られしところなり

一カラッフロッチカ書中ニ小笠原島と載ありと云と

一小笠原の称ハ二百年を距此島の南方をマカラニヤといふこの発明をし故此嶋をマカラニヤと称せ

一無人島ハ伊豆の南より凡二百七十里離れり下田より三宅まて拾三里三宅より新島まて七里新島より涯岸まて五里涯岸より八丈まて四十一里八丈より無人嶋の北まて百八十里其の南の嶋まて凡百里

一此嶋ハ北緯二十七度ニなり

一物産豆粟之類甘蔗等

一ナンキン樹ハゼスチルリンヤ、セビヘラ様

一漁猟多し国産となるへし

一草木多し獣類なし

一樹木長大二十五間ニ至る棟梁ニなるへし

一シウトロートチヨリンエー木、チヤマロプス木、エキスセルサ木、椰子木、同実、アレカ木、パルムス木、カチロー木、紅藤木、トウ木、モウ木、樟木等あり諸山ニ在るトップ木、ヒクス木、椿桑の類なり

一草ハ山 栗芋洲菜草なり

一島ハロキトツ、コルモランシツ、パルトクツセス、白キシー

一礦類　明礬　緑礬の類又色石、砥石
一鯨　亀　蟹
一諸島ハ其内最大なる周り拾五里壱岐より少し小な
り其次周り十里天草とおなし此他ハ七里より五里に
至る島ハ二ツ許り十嶋共人住居なき平地許り
一季候暖和住居によろし
一此諸島ハ巌石にて産物なし
一千八百二十七年英のブロッフンといふ測量船之甲比
丹ビーチエイ此島に到り英の所領となし土人をこれ
を帰ひ此地の所取なることの其政事を取ひ英の法に隨
ふを悪まヒーチエイ北の方二島をビユッレンド及ひ
ステーフルトンと名付ると其名を唱へましして剛に（下
アイスレンド牛島（ボックアイスレンド豚島と称せ
一此時英人其前の日を紀念とせるいしきを銅板に彫付
釘にて木に附置しる其板ハ今猶存在せり只海辺の岩
止ふ英艦を引揚たり是を偶然せんと欲するものゝ業
なり又おもふに是一船の着しある時来て表となとし
なり土人を従の領地となるを好まされ此方我輩心を開
ひ始め所ある開化国の支配を望まりしかとれ
一ヒーチエイの到りし翌年魯の甲比丹リユッケ此嶋に
到り領地と人手立をなせり
一此島を始て発明をしたるは日本人なる事疑ふに足らず日
本人始て島に住居をしたる後ニ棄て去たり以前是蘭和の
航海者既に是を知る後英人魯人偶到たり

一 呈班牙人の到りし時ハアルゾヒヒスホと名付けあり

一 千八百三十年半より欧人サントイス嶋の男女数人を伴ひ到きり者を始て住てし者ハ今のメツセチユツセツツの住民子セーテル、セウヲリ及ひアルデン、ステヤヒンといふ二人英のリカルド、ミルトン、チエムスといふ者の一人デ子マルカのアルレスデヨンソンといふ者の主人、ゼフーセのメツテヨ、マサラと云者一人都合五人あり

一 地高く打開けたれて巌石多きを大古火山雲華せるなるらん

一 海の方ゟ通路多く側に在る巌石の平面に穴有り斧にて伐採れたるあとし

一 港の南出崎に自然の穴路あり巌下を貫き外の海岸に出る口の廣さ弐間三尺斗高さ五間斗其内急に高く六間三尺より八間に至る穴中海水満ち小船にて通路す此地絶景あり

一 外岸一様なる泥礦石を層せつき地勢なりバサルト石或ハ青或ハ緑一様ならぬホルンブレンデ石なり

一 地震年に凡二度ありといふ

一 西に在る港口ロイトと名付島の中央にありて水深く大船泊するに便なり十八尋より二十尋に至る

一 此ロイト港北緯二十七度三十五秒東経百四十弐度十一分三十秒ヘルリ改正東経百四十二度十六分三十秒あり

一桟木中にも亘数ありゼメ子木及ひ山野に生るモルベルと木ありセメ子、ハマカラ。シリ、及ひメキシコの模木に似て其も久しく腐朽せす
一此港および其辺水中美味の魚多し漁に能き事十尋湖と名付る場あり其他は石多し
一海陸ともに鳥類少し陸に四五種の白頭鳥多し形大なり
一獣ハ羊猪豚牝野牛あり犬猫多し
一ピール島ハ無人嶋より一人在留せしカヘルリなりし
頃ハ三十一人住せ内三四人は西人三人は英人其葡其他ハ皆サントウイスより到りて居を定めしなり
一土人地を拓き畑を造り甘蔗南瓜葱タマネギを植る事に甚も多きを西瓜へネス、ハインアップルあり鶏豚とおなしく多く舶を鯨漁船の薪水を乞ふ者に売渡とり
一此島ハ寛けれとも人少し開拓地を一百五十アリレス我一万間を斗りもあるへし（アリレスト云）
一無人嶋に葡萄を植まきを盛長速なり他の比にあらす帰斎麦煙草甘蔗を植色を利益多し
一カナカ人も来住し木玉のことく家を建あり
一此嶋に住する西人欧人ハカナカ人の女の温順なるを指て妻とす
以上ハ紀行中撮要
○小笠原島の称　同家譜上中
文禄年中信州深志領主小笠原民部大輔貞頼下国に到

り此嶋を見出せし
神祖より小笠原嶋と可名付与
命あり其節如左示杭建之
日本国天照太神宮地島長
源御諱公幕下小笠原四位少将民部太輔源貞頼朝臣
日本国天照皇太神宮地島長豊葦原将軍幕下小笠原
民部太輔源貞頼朝臣
右之通杭弐本に認め所へ建置之

玉石諸林

〇千八百四十五年刷荷蘭陰函牙百一二三葉中
是班牙のアカヒユルコより呂宋諸島へ航海路中諸島
を見るロルド、アンソンのカルヨート名船中にる見記

一此国に見えたるはとく其群島に数種の名を命せり
是を金銀ある地或稀人の事なく薬人も捨無り是人を
イスラス、デル、アルソビス、ボと名く
ウースラ、アイランデンとも云無人の意なり
一千六百七十五年東方諸国の家利文中長崎之三十三割り
し事を載あり国並て三十の記録を載せ
一千六百年代の半におよひ日本の国中既に此群島に家
を営み村落を集せるを戴けるあり然るに其民流移し
永く傳られ凡十年より六十年後にして再び以前の如
とく無人嶋となるを何のなりや
右欄中を抄録せ
玉石諸林

一千八百二十七年甲比丹ベーセー此島ニ到リアルフビスボの名を命す

一英の船卒二人随意ニ此嶋ニ留まる其人ハ英産一人ミラキサより来る名をマッテナヽモサロといふ

一此島ハ中南三部ニ分ツ北緯二拾六度五十分より二十七度四十四分三十五秒ニ至る尚廣かるへーヘーセーカミニステルヘートルと云名を命すへーるを中部あり

一其港を云ビスコップ、フアンチキスホルトと名くロイドと云此港二十七度三十五秒グリインチ編東百四十二度四分三十秒ニ行至港廣く風を避るに足るへし

一支那人ら昔甲比丹の船發せし後サントーイスニ趣き米利人デ子マルカ人其人タメハノハ三世の臣人男五人女於人を携し来れとも共ニ無人群島ニ居住せんと斗迄り

一千八百三十年後の五月廿一日サントウイス中の大島ハウイ、ヌヲウエイを出帆とり

一英の領事官リカルド、カルトルンといふ者此島の徒民ニ合衆の旗を与ふ王土の為ニ力を盡し自己の費用ニて危嶮を履ミ移徒を計る為なり

一支那人同斷ちる禁ある船スクーネルニて其船人も加り亞人サンドイス到り地三人となる

一千八百三十一年英の捕鯨船中より九人其ニ加り住せ

一同三十三年五の捕鯨船難船し支那人其嶋ニ止り同四

人為る
一其後英鯨船より島民の拒むを用ひ法號る故四人を以へ
ール島ニ残し為免去る者共島民を殺し家を焼き実
さんとせ其悪徒ども殺さゐを雲錦ヘシドネー（新和蘭東の政府）
新ツイトワレスへ逐放せり
一其後民ニ其後島を去る
一千八百三拾七年後の八月ラレイグ船ヘール島のロイド
港ニ到る時人口總計四拾弐人ありて多くハサンドウイ
ス島人あり
一千八百三十六年後国業急慢せ
一此島政府より黄酋長あり氏来る船にて食料を売人と競
ひ合ひより不和を生し又船人の所業ハ島人ニ暴卒な
争を起さん事を悲むて造する後又悪徒の乗りる船ハ
悍悪等を島に送り去る故ニ其後土人を侵し生理を害
ト物品を傷ふニ至りしむ
一ミセルクユインといふものヘール島徒民の詳細を著
せ此島ハサントートスニ居る英の領事官ありて以来ブ
リタニヤの政府より防護を英にて其事を守るへき兵
士を送るニ決せ且サントートイスの交易事を割てルロ
イトロ移さんと到人いへり
一燕桶を多く植家粉滋せ来り船へ候肉の大小ニ通し
四トルより九トルラルまてに売野猪を多し多く又サ
ンドイスの犬を用て野猪を追ひ捕ふ馬あし南島ニて
山羊ヤ野人を害せる獣畜あく蛇なく猫なし気多く沙

奥多し

一 桟木多しといへとも帆檣と為へきものし白檀ハあり
キイチコ堅實門柱と為すへし

一 此島を縦横に踏跡せしと古昔土人の遺跡を見す

一 千八百五十一年刷ハンヘウスデン撰地理指南巻二日
本条末ボニンシマ又名アルツビスポエイランデンを
日本の南東ラトロネンの北西にあり島数八十九其内
十島を日本の植民居住せし此嶋上日本の政令及ふ事な
し

一 千八百四十九年刷カンナビリ撰地理読本第四巻日本
島トマリアネン嶋の間に一群島あり其数を八十九北
緯二十七度の間に当る其十嶋を日本の人民を移植せ
此嶋日本の従種に係きとも其統轄中に数えす

一 千八百五十年刷カラアムルス撰地理書二日本条末ボ
ニンエーランテンをボニンシマ又ムニンシマ又アル
ツビエイランデンと名く日本とトロネンの間に有り
八十五個里方の大さを占む云て近時英より人民を移
植せ

一 バンエーキ、ルーランスヅン撰約地志附録ムニンシマ
スボニンシマを日本の南東海中にある一群島あり北
緯二十七度東経百三十九度此島にアベル、ミミユサツ
トが紀ありてより始て世に類る古地図にハアルツビ
スヨック島と名付く

一 此地落葉の木桟数葉を替せ

以上玉石誌并中要抄

巽無人島書留　昌平本抄

一 文禄年中小笠原民部少輔貞頼高麗陣之軍旅ニ勤め
候節の時依前功有之て　家康公依ありて貞頼事小
田原陣より数度の戦功有之といへとも未た本地ふ返
らす家督も官禄不足無之候へく其度南海ニ於島国有之由を
手柄ニ可致可申旨依請文禄第下則南海へ出帆伊豆八丈
島の南三ツの嶋ニ至見立巡見無程土産地広く人家無
し開玉最上之異地なるにより土産ニ取来る
家康公奉経之より秀吉公ニ被仰達秀吉公依之華陽
文禄下三より令て彼海土産を取来て不能之
貞頼之子重信秀吉ニ仕へ服部の家を継へしとて服部
左京といふ三万五千石を賜ふ其長直ニ小笠原民部少輔
と云其弟七千石賜り播州室ニ住其慶長年中大坂陣時
家康公御旗ニ寄長直ハ関東へ参り重信ハ大坂方ニ味
方重信事依後立ありて播州室の其万七千石被取上ケ
父貞頼ハ賜ふ島至取立被領之可為旨
上之其之再家禄ニ離る其も其孫之承用有之時ハ勤之
平生浪人なり
寛永年中近海土産取来りをへとも故ありて渡海止
之延宝三年長直舘ニて卒去

一 文禄三年七月廿六日

神祖御證文を以て島之事取書付ニて委細申上之
一延宝三年八月二日民部家来三人連名此節巡見衆え
付民部ハ訴訟仕候ニ付願立右家来三人浴也奥太夫三田
四郎左衛門長崎市左衛門評定所ニ訴出土屋但馬守子
細右段ゝ節委細申上之因大要
一杭印建置候ハ
神祖之上意有り其上御證文并秀吉證文添有之差出入
御覧
神祖上意ニハ丈夫以前伊為朝見出候以後今ニ至日本
之重宝とあり候其後右民部ハ此南島見出し呈之以
御家主の重宝多く才一御威光を以て御世一統ニおよ
ハ御開起年代ニおよひ訴訟ス残
御名御大照子録依之
家康公幕下小笠原嶋と可名付御賞美奉蒙
御感ニ依而彼嶋沙汰之杭印建置之
杭之文前ニ出ス通ニ付略之
一但馬守より数通之御證文拝見之上如何訴年来空敷何
方ニ罷居候哉と被尋之時其父子上御難無依一家之縁
整居父子とも大坂御陣後眼病剣ニ罷成不叶依之姓名を
隠し土民同前と罷り自然一統之昔とも無御座候も元
来人ゝ之下風ニも不立志一家ニもいまさ右知行空敷年
月を送り日夜困窮と委細申上之
一延宝三卯年御扱候訴を差出右取寄之ニ先祖拝領之儀申上
候

一元禄十五年後藤ゟ願ヲ申故有之御免無之
一享保七年春御月番戸田山城守殿江被立之處御用多故
御吟味難被成有職之家来有之候ハゝ可差出後藤ハ当職ヲ
様被仰渡先年出来取来ヲ節其品ニて極彩色御屏風一双
ニ御書せ御城ニ有之候之所ゟ佐嶋絵図書差上ケ
御吟味之上埒
公儀見留ニ可被遊ニ極ヲ被前文御證文所持在之候ヘ
一とも親如収子長兵の兄ニ民部二代後藤中絶故御代形
ニ而て願来り既ニ去ル寅春も願置ヲ事ニて見分被遊
候事ニ候ハゝ拝領地被民部ハ被仰付候ニ付再願松平伊
豆守殿ゟ大岡越前守ヘ被達来の八月より月ニて吟味有
之卯申廿日廿七日大岡越前守方ヘ呼出拝領之訳相明
白ニ付従
公儀之見分を差出ニて宮内願之通被仰付右後藤ニ私
迄ヲ以土蔵取来可入御蔵会以人家無之失脚ニ民家迄
移ル被下候御遣有之御更書出之翌廿八日松平左近将
監殿江参上御更差置出之候札廻勤ス
一延宝三年谷川の流れの湊ニて砂金取来ル其収上り金
山と云ニ
大猷院様之時酒井讃岐守殿主計ニて後藤庄三郎ニ砂
金砂并砂鉄ヲ吹試ヲ被仰付掉金ニ相成候ニ付金目三貫五
百目あり右掉金七本ハ被召上残りハ被下之
○延宝無人島廻見記 昌平本
一延宝三卯年四月五日ゟ唐船形御船長崎廻りニ参組並承

一下田より出船七日八丈に着し九日出帆四五十里程行
五町四方高サ百間程の島あり草木なし
巳之方へ六十里程行
三里四方高サ弐町程之島有之小木生し白鳥多し
丸山より弐拾里程行船ハ帆掛しやうき島行て夫より順
逆東西に同月廿五日小笠原島へ着船
一湊入口弐町半入弐町程
一本島より南凡弐拾里大島あり
東方高山にて平地なし湊も無し
南西之出り口弐町半入弐町半程未申に当る湊有り
深さ七尋程奥弐三尋あり底は砂石にて碇掛り悪
し

一奥之沼合に弐町に弐町程之平地あり流人共其下に
居なると見ゆ
一流川あり水清く濁せ候
一其島より拾里計り沖に近大小木繁る
一本嶋之南之端に小島ある能湊有之
一同丑寅に当り五町程之島有り瀬戸之
本嶋に向ひ南ある能湊有り未申に向以深サ八尋程ニ
湊あり
一其島廻り凡七里別に湊無之
一其次三町程之瀬戸を越へ五里程之島有之
其嶋前之嶋ニ大小木有之
一八丈より渡海中小島五ツ有之辰巳に当り進て小笠原

嶋ニ至ル
一右嶋ハ鶏五羽内雄三ツ雌弐ツ放シ置
一日数三十二日逗留
一伊勢八幡春日三神之社を造り嶋へ建置ク
一六月十二日伊豆江帰船
長崎　嶋谷市左衛門
中尾庄左衛門
嶋谷太郎左衛門
江戸小網町　八兵衛
一産物ハ葉たくろし　せん無人　椎　山ビンロージ
楠のことく大なる木　五位鷺ニ似たる鳥　鶴に似た
る　いんこに似たる　目白に似たる　蝙蝠の類
杉の類　山帰来　山椰　カツラ　ヤシホ　宮砂藤
の類　南天　サイカチ　当帰　浜芭蕉　カテヤン
ムク　子安貝　牡蠣　雲丹　ヨメカサラ　明礬　緑
礬　赤白青石　海老　薬石　鮑魚
右嶋見聞中抄
○天明五年無人嶋漂流記中要抄　津田本
一土佐国香我美郡赤岡浦船頭直乗松屋儀七　水主岸本浦長
平無人嶋へ漂着四人正月廿九日手結浦より漂流二月
十三日嶋へ着岸
一此嶋半町程上り洞穴三ツ有之内ニ人骨弐ツあり其年

一漂流之者と呂宋ノドなと取遣あり此方ニ而伝承と見ゆ
一同此伝せり拷為ニ極小麦并船とも又江戸塩町宮本
善八船ともニ有り
一天明八申年正月廿九日大坂ゟ播江備前屋船船頭伝兵衛
佐賀組水主三人并沖船頭利三郎
一寛政二戌正月晦日薩州市来村中山三右衛門船組六人
并沖船頭土佐州
右追ニ漂着之内
大坂船之内壱人六月四日病死
同三人同月廿九日病死
同断子六月廿三日病死
薩州船之内壱人同七月廿九日病死

右病死之者葬ニ当り石を置石碑ニ其名を建居人
前五六寸之石塔と其船釘を以て生国姓名等彫付く
ドの内へ貝売を焼焼茅を少ドの上へ植塩をかけ置取
出し茅を焚さとし沙を投所ニ縄り立来ニ而年経ても
崩さる様拵置候
一右洞穴の続へ又穴二ツあり追々人数増ニ付住居と其
一雷矢折く娼地震も折く有り
一暑気烈敷蚊蝿多く取分ケ日の出後おつしなを曜ニて
雪降りし後正二月と霧降り折り風雨ハ烈敷雲他を覆ふ
後
都合怪我人無しと有る
一巳六月八日破船木ニ而造り置る船ニ而拾四人乗出し

同十三日青ヶ島へ着き七月八日八丈ニ至リ九月四日
出帆同十二日十四人共江戸着

一八丈ニて大賀郷平四郎方止宿せし無人嶋より参来る
船并ニ雑器共ハ八丈ニて取上ケニ成ル
右天明五漂流記中要抄

追抄
但大坂船漂着より以前四人之内源右衛門といふ者
の漂流当年の九月七日ニ病死
翌年八月廿九日長六病死同年九月十三日甚吉病死
死せし後長平壱人ニ成りし後天明八年ニ至リ大坂船
漂着寛政二年薩州船着も右之最初国元出帆之上船
破損義七ヶ月事有之ニ逢之中ニ地形より追ニ漂流致し

右事ニ付儀七ヶ不加右事

○延宝無人嶋巡見記附図中抄

一周り拾五里之嶋ニ大湊あり西北ニ向深サ拾弐三尋あ
り奥の方白砂之場を小浦と名付平地右の方ニ行里程
り岬まてニ写白砂渚あり其後ハ之平地を大村と名付
く奥入三町計り中広く一丁三町程之方へ入込を遠干
潟とも奥白砂ニて後ハ平地あり其右ニ入込川有り其
辺を奥村と名る夫より岬との間ニ又入込川あり鰹谷
と名付る無若のかと岬を湯崎村と名付る海岸ニ而て
て其上平地三町四方行里程海岸より向西北ニ高き岩
山行里

一小湊より少し左ハ東より山越中道ニ出る海岸ニ出此
所西之方ハ小石東之方ハ白砂あり其奥平地広く左右
小長し本村と名付く
一此本村中石浜ニ立平地ヘ大神宮之社を遠望此所小浜
と云ふ入口弐町奥ヘ弐町あり
一海蒿村より西南岬之向ニ小崎迄り此島ハ南東ニ向ひ
し小湊弐里入口弐町半差渡斗間之九湊ニて深サ十
五尋迄り袋湊と名付此島之四り小岩数多くあり
一北湊より山越南ヘ通ニて海岸ヘ出入込弐里小石浜あ
り
一本村より東北向ニ四り七里之崎あり此間五町中を瀬
戸と名付此所より大村ニ境北岸之方ヘ気出る海面汐

満ち左西ハ行干汐ニ左東ヘ引く
○四り七里之崎ハ父島之東ハニ当る北向之湊あり入口
弐町半奥ヘ三町あり奥白砂ニて此処ハ流出ある川あ
り其奥滝の如きあり此崎より又東北ヘ三町隔て五里の
崎あり続て小島あり又七里ニて弐ツ又八里ニて弐ツ
の嶋弐里何も東北ヘ向ひ行
一大村との瀬戸を隔て崎四ツあり内三ツを立木弐里
○父島より弐拾里西南ニ拾里の島弐里
一此崎東北ヘ向ひ湊あり行湊と名付く廻し入口狭し中
広く奥左右之方小石左之方白砂あり夫より西之方出
崎迄之間ニ入込あり奥小石あり
一西岬之向ニ高き岩山あり二ツニ分連一ツハ洞穴通

一きてあり此所の岬より外南北ニ小山島連續せり
一行溪之湊口ハ南向し西南岸ニ入込あり奥白砂ニ成其
向之廻ニ岩山多し
一夫より南へ出ル海岸ニ溪あり入口七尋程奥ニ至三段
ニて小石浜あり此浜の奥ハ石神宮社を建置此所より
南ハ入川あり其奥平地之四町四方ニ壱町ニ三町ニ成里
ミキノ村と名付此溪之谷ニ小岩多し
一ミキノ村より南ニ出り三里の嶋一ツ三里の島ひとつ
あり
○一島を四拾三里七分東の後ニて男那を定ル乃ニ成里
下田三拾七分
八丈三拾三分半

北之無人嶋弐拾七分半
南ノ嶋弐拾七分
下田より新島まで拾三里
新嶋より三宅まで七里
三宅より御蔵まで五里
御蔵より八丈まで四里
〆六拾六里
八丈より小無人嶋迄弐百六拾里
同南嶋迄弐百八拾四里
下田より無人嶋まで三百五拾里

一 ○天保十亥年漂流記書抜　（中井菜蔵本）

一 天保十亥年十一月十五日奥州気仙郡小友浦彦左衛船
船頭三之丞梶取勇次水主和吉三蔵徳松清吉〆六人出帆
常陸浦より難風翌正月四日無人嶋漂着同三月七日橋
本修理出乗出帆同月廿四日常州銚子浦帰帆

一 草陸芦葉ニ而清水汲取用之

一 人家凡弐三軒男女三拾人程居

一 出帆之節小女壱人国王杖持壱枚船へ投入

一 船掛り場大江にて五六町有之

一 島長サ四五里横三里程

一 大木一切無之楠樟ゟ繁茂

一 田無之石山之間畑有之芋を作る

一 人家掛立様ニて間口弐間位蘆芭蕉風様之木を組揃有之

一 衣類布地赤錦両袖

一 男女共髪結口を剃女は婦のことく髪を結乃下ヶ亀甲の大櫛を差居

一 寝所ハ土を弐尺程ニ築上ヶ真菰敷を織茣桁色赤錦幕有之

一 喰物ハ芋鍋鋼亀の類亀三尺程

一 鶩鴨無之塩焚塩焼有之

一 小船ハ八九艘有之中弐尺口五寸長九尺程丸木彫双方枝ニて梶根付

一 着船頭之申候江戸の五月位ニ暖有り

一塩ハ海水を釜にて煮製す
一草の葉を煎し茶ニ用ゆ
一其嶋の[illegible]何里
一方言 火とバヤ 水をヲハカ
一家作中並物ニ石畳ニて有之
一櫛を不差 女ハ髪を三ツ組ニして 塩ニ下ヶ置き由し
一筆墨類無之
一男女とも衣服之のなく素足なり
一犬猫あり
一大根少しあり
一縄無之 クバの皮を裂たり夫より綯ニし 用之
一鉄なべの代桶用之

一金銭無之
一煙草ハ莨油にて竹筒如きものへ緒を入用ゆ候
一神佛なし
一鋸かんなニ有之
一初十二月廿日りて発せし 島ニも人家なし
一水とあし 其小島より此島まて凡五拾里程

○小笠原記 中井本抄写

浪人 小笠原宮内貞任

小笠原宮内ハ名代小笠原式部被渡海ニ付 様大坂船調達大坂町奉行江も申候ニて許有之

享保八年丑正月七日

一葉腊蚕多生 一山ウルシ 一蘋木

一杉三抱四抱あり　一檜帆柱ニ用多し

一桂樅楠樫松椎柳何連も大木多し

一椰子　一檳榔子　一白旦

一木香　一丁子　一胡椒多し

一人参 朝鮮ニ勝ると長崎西川如見云り　一甘草

一肉桂象味交趾ニ勝る　一山芋

一カラ芋　一琉芋　一蕨世人ナれ

一砂糖　一蔗多し市ニ麦似為るもの

一鳩の如此大鳥両翼三間程あり

一鶴　一鴨　鷺ら鷲多し　芙鷲あり

一鯛鰯鰈鮫鰤烏賊ハ鱶 大サ三四間程　海老四五尺あり直

一宝三年子等 鮑 大サ三尺　鼈甲多し　鯨取あり

ゝことと名付たり

一ミチと云魚あり油多く出る

一ヲツトセイあり　一辰砂

一水銀　一金石類多し

寛永三年金砂多く取来る延宝三年摸得之時ニ取来

前畧

一小笠原宮内自身来り尋得とも当年まて四年ニ至り未帰とあり

元文元年秋写之

一昔水戸黄門公より水戸の一村島国へ引越候ニ付其略

を張尋有之伺候橋源狀左衛門と云者其節之儀

用意ニて品川より乗出し水戸公三年まて際待候得共

源狀左衛門不帰候内外家主内も不帰候へハ諸記許遣

葉嶋あり

一 安永三年三月下旬より小笠原嶋御用として御用船朝日
丸にて嶋吏服部源六山下與惣外三拾五人乗来り八丈島
八重根出帆四月朔日青島西まて行南風に替り八丈近
く吹戻され又北風に走り追て三四十里走り卅里程
小嶋一ツ小島三ツ此島人なし鳥多し所謂鳥嶋なるへ
し砂濱あり彼是とも五六丈なる大巌立て桟木抔立ケ
行る也見る如き高浪にては船繋兼着東を出立罷して
大嶋となり阿波土佐の間大島へ漂流也

一 鳥嶋より東南凡三十里も隔り卅三十里の大島一ツ其
側に青嶋位之島六七ヶ所ある平なる島あり

右小笠原島船中要抄

一 小笠原島紀附録図中抄 中井本より

一 父嶋中経三拾里程周り百里程 八丈より百里余

一 椰子多し丁子 胡椒 楠多し

一 諏山と云大山西北之方にあり 樫 松 檜 其外雑木あり

一 濱より十三里あり

一 大神宮行里

一 小川を傳へ行は金青山あり追室中砂金多く取来り
しあり

一 水上に水銀を取計行里

一 木香甘草多し

一 母嶋経十八里周り四十里程

一 肉桂 木香 梹榔子多し 蘇 椨 白檀 甘草

カンラン有り
一大山大川あり山海珍物多し
一茶草茶木金石類なも多し
一龍眼肉多し莫古海出里
一此島辰巳の岬より少し西古神宮有里
一姉嶋 父嶋の辰巳に当る
一薬草類多し海松の出ときあり
一大小鳥所々類有り
一妹島 姉嶋の北東に有り
一琉球芋多く諸品物有り
一黄色の鸚多し安介香多し
一此嶋より東南の小島に甘蔗多し

一兄嶋 父嶋の東北に近く有り
一蘇枋 肉桂 白檀 梹榔子多し
一谷川を傳ひ行ば金青の出る所有里
其外此辺に珍獣多し
一弟嶋
一朝鮮人参に似るもあり 延宝三年取来る西川如見云
真といふ
一膃肭臍多し
一此傍の島へ深き渡るといふ
一瓢箪嶋 父嶋の西北に近く有り
一金山の内金素多し
一芦々十里嶋 瓢箪嶋の如く有里

一甘蔗蕟多―

一父嶋の北ニ去く中嶋あり　椰子　丁子多と云

一兄嶋父嶋と八丈との間に在り

一青ケ嶋の漁船常ニ往返すと云

一小笠原嶋九十四嶋方百里北極三拾四度半強の地なり

瓢箪嶋ニ金山有里

一芦の十里嶋甘蔗あ里

父嶋より西釜島迄弐拾五里

青ケ嶋の巳の小笠原嶋の中一、陸等也

一無人群島話抄　大久保称斎本

一千八百五十年刻ラ井ツト
カムフ著アアルドボル巻七

一ボニン群嶋ムニン島或ハエイランシデンリントルメンセンの義なり我寛文一千八百十七年ニ始て知りこれを唯日本ニ属せりと以へり長崎ハ日本政府ニて理ス是を統轄するハ行ら所と云へ無り

一日本とマリアーナン群嶋の間日本海面の東南の大海中小緯二十三度三十分及ひ三十度三分東経一百五十八度及一百六拾五度の間ニ在り

一日本の移民巳ニ其二子（原本ノマヽ）の牛畜等息を始め野生四足獣を見る事少し

一此地ニ来るを日本人ハ一度ハ漂流人一度ハ破船人な

航理日本紀収無人嶋部抄録抄　手塚節蔵

外科副官ハフス氏ビートル嶋探査報告書写

千八百五十三年六月十八日記

一此嶋探査ハ本島の小地半部にて即ちスコートル、ロツカより糸路ニヒツトン港の東岸なるパラスの西方数一里ニ到る岬の地内なり

一方今ハ僅ニ本港の縁ニある地のミニ耕作をせと尚残地も同質なれハ農物盛栄なるへし

一ロイド港の入口ニ正接したる中三里を四分したる一の平原ありて北東へ一ニ連る（原本ママ）

一平原より隔伏の山巌嶮峻ニ高く見られと錯跡ニ四十尺より五十尺ニ到る山巌あり此絶頂より四十尺より五十尺ミ至る地を稍く変形る斜地あり廣さ四分一里より半里ニ至る

一第一の山海面より五百七十六尺なり次山ベツカボーンと称する山ハ本港の頭ニ突出し此島の南部ニ蔓延せり

一又小東ニ向り半里を隔て二百五十尺ニ達する山ありバツカボーンニ似たり

一又小東ニ古地西山より高く八百尺の山ハ里巌を為て野草様樹を以て覆ふ此山より東方ビユッランドの方ニ向て山ハ里を前の山麓より起る平原と界し北方の海面ニ達す

一此平原地ハロイド港の方に向ひ斜に傾き諸所に深き小澗ありて是を横切せ

一此小澗より水流出せる事あれとも其月ハ渇あり

一ロイド港とピユツカとの間の地凡一里に過ぐ其質ハ他に異にして一種の石より草木も蕃茂し難し収納すかるへし往古焼火山より出たる石をのまて磽地なれも大木なし

一ベフスと称する両山あり其里も一千尺ハ一千る尺其麓の一方に深渓あり長サ凡一里廣サ半里急流の河水其内を貫く其北に深き小澗あり高百尺に至る又其澗底に高サ弐拾尺より三拾尺の絶壁より其下流の瀑布を生せ

一此高山の南東に斜なる大平原あり長くしてヒツトン港に達せ椰子木其に茂せ

一本嶋の北半部にハ河水甚多く二條存るのミ水ハ涸せ清涼甘味なり本部の渓中ハ河流甚多しされと塩気ありて用益ならす流

一河岸の家皆井を穿ち水を汲む十尺より十二尺に至るされも水なし

一本嶋に生る木ニ種ありて椰子最多し此外に一種の木ありドクリードに類せる大サ弐三尺あり葉樹を囲り十三尺より十四尺に及ふものあり其他ハラウリエス扁柏ボキシウート、ツクーベルン、芭蕉橙波羅蜜ボルトンヘルリ、ヒカセア、及ひ矮草の類あり扁柏の大なるハヘフ

一スル山ニありツクリヘルンは十天より十二天ニ至るもの多し

一嶋中草の種類少しメルキユリ酸路コンホルヒユリコスの如き貴要の薬類も少からさるなりシヨンヂル井し

一ト蕃延し蒲萄も多し

一野菜は甘芋イリシ甘芋大薯芋頭紅羅蔔葱蘿蔔豆類多く此出あり甘芋な多く大なりイリシ甘芋は纖小ニして収為許少し云も粟など多く蕃殖は甘蔗は巨大ニして培養を須ひて長せ

一千八百二十七年英甲比丹の至りし此頃錦綿孫を放てより蕃殖し東北ニ奔走せ羊も今は平地ニ在りて但ニ山中ニて猟せ

一スタツブレトン嶋ニ二七千程の華居住せといへり土人ニ谿嶋ノ火谿を萬へとも自ら平野ニ適せる自然森中ニ着るを鳥類白鶴テルトグラ、サンドヒケル、ハウク、なりヤモリ亀蛇蜥多し

一河魚海鱗極めて多し

○彼埋紀比乃澤無人嶋の二折 蕃言語年

一嶋の出崎水流を出る所より上り彼方の関を越三里半ニてカナカ人の住地ニ至る

一條路ありサコ木多く其実を以て交易とせ岩石多し高サ三階丈の木なり

一通路は皆の皆ニなり椰子蒲萄多し嶺広く左右へ三里なり其間ニ谷あり流を川の如の谷間ニ続く道なり

一 此居中に小家二軒あり一人ハチエツゲといふ者平海
中の島マルケサスの内のあり工ニカハと云地
者満に居る島人を捕囲そ
一 此居の山麓を下り海の南方に開き出たり
一 此川にて割木船浮に舟を取り来る
一 オテヘーと云者平海島の人あり終に英語にて通す
一 此所の南端三里斗の地に至り長さ里中四分一里の居
ありて見たる小舎あり南に巌望あり是を越て行べき
し
一 チエツケの家より海に添ひ行き凡半里あり
一 此所烟草高五尺に至るあり
一 居留の川に沿ひ東南に行山麓の洞より南西に登る嶮

あり此所椰子多くペルメレチネ木あり葉実り手足を害
をベンヂニエス木あり
一 此辺に此楷あり極し浮多り
一 此所嶋の南端まて二里といふ
一 嶋の中央の居を出て東北に行き去り其南の岩に登り海を
望てへりりて嶋の北なる居る南より少し西に離たあり
一 此所より絶望を渡下して麓に至たり
○南西港と云ふに至る録船来て来る木を斧にて伐りし跡
あり
一 此所より元の嶮路に行きされを帰るあさを行
一 チエツチの家より川船に乗り海上に出てマルロイト港
の南端カナカ人の住地に至る

一此村ニ一岩あり人上り峯ハ港を見越て黒海を

○此の一組ハ医ファスと曰ひ彼をファスの説ニもよりて
載とあり

一一湖より流出する硫黄気あり硫化水素瓦斯の臭気と
味あり鉄を交へある礦石其内ニ於て多し

一島の外面一様なし只平地を海岸ニ至るニ從ひ漸廣く
草木茂り時ニ至る

一此海岸植物盛んなり大甘蔗并ニ芋地の穀物大糖蔗
ヤムス根食としテロ乃ひ外彩其他野菜多し

一此港の平地古よりも寒暑なるニ在り候

一港の出崎ニベッフスと名付る高気炎りある岩二ツあり

一八百五十一を百零十五年より入船の目標となる

一島の北方噴泉二ツあり清くして食用と為ス其他山岩ニ
あれとも涸る事なし

一島中土人クリユメノと名付る大木多し此木乃ニ婦サ
ら多ハニ剝る

一椰子の木種類多あり椰ニ似寄る大木ありラウレル木
杜松木ホックスベルンベ子ハインアッフルホルトル
ヘールリ木多し

一草の類少し牛馬を養ふの用應し

○ステーフル崎を標とする大略

一地移一ありて平地あり多し

一西方ニ小港あり底深く岩山周圍し高サ百三拾間より
四百間ニ至り南西暴風を此港ニ依りて安全なり

一此港の出崎古木多し
一北方の海岸岩中より湧出る泉あり凡一の二十トの方に
其井形を得無し
一牛を以前放ちしに今数千疋に至る常に山林に住て人
を悩ます
一此港を蒸気船の泊とあせもカリホルニヤと支那の往
来に甚便あり
一野菜の種を土人に授く
一港の北方出崎近き地に船修場あり又役宅あり近き地
小里海岸中砂埼五町ある長五百間程深く碇泊自在な
り砂埼ある間も湊戸を出きて巨大の船も害なし
一右国海軍所へ修理送りし若に蒸気船の碇泊とせん事を

述
凡欧羅巴より亞国への海上通路埃日多(エジット)より紅海を経
亞西亞海に至り印度より毎月一七日の間に於て香港に
至ると定め夫より五日にて上海に至り夫にて亞人定
消息を又蒸船にて本国へ達る時ハ蒸船一日に二百四
拾里を行と考えき無人島とサンドウイスを経てサン
フランシスコに至る二十七日にて足れり其間石炭
を積入るゝに三日碇泊せしを三十日を以て至るべし定
洋中を行日数を合る五十二日なり
紐育よりサンフランシスコまて五千八百里 地理家の呈野
サンフランシスコより三維影島まて九十三里ホノルヽより揚
子江まて入る上海門千零八十一里通計一万千七百五十五

里なり英より地中海道と唱
マルセールレスを通りて香港へ消息を送るを通例四
十五日程消日なかへて上海に着する五十二日より五
十五日の日数なり
一上海を英より消息來て達する所にて英吉利へ送る消息
の初て発する所なり故に一条を欧羅巴の道を通り西の
方に送り一紙は亞米利加の道を経て東の方カリホルニ
ヤに送るなりブルフホールに初て届りて又別紙に写して
紐育に送る
一唐人数船にカリホルニヤへ来るとの船凡五十トルを
出せり無人島は尋常なる上も薪水諸品を求めるの便あ
れとも其便減すへし

一上海は唐土中の交易盛んなる地なり茶糸は蒸船にて
三十五日の間にカリホルニヤへ送り五十六日にて紐
育へ運ぶ時は英国の益多かるべし
一此島カリホルニヤより日本海を通り唐土へ至る蒸船
の為に石炭置場となさんと説
一此島を亞細亞の間洋中に数種の鯨多く日本近海にも
多し
一ロイト港其他へ人家を建一組の商人とみしの職人を
添一組となし移住せしむるを初とし三四百噸の船二
艘に諸品を積運送し鯨猟具を七十分に送るへし
一右の船にて近海の鯨を捕食料を備ふる為に折々帰帆
し其鯨油を一艘へ積立国へ以て帰船し又人物を載せ

來るへし二船にて如此交代無用當一なるへし

一此島へハ若き夫婦の者を遣るへし彼ニ従ひ住居を別ニ家を建るにてハ唐人の家ニ同居をしむへし好時を撰ミ日本乃以モルモツ等ニ此島の諸嶋ニ据付せしむへし

一南緯此嶋ニ續たる島国を探りなば日本なるへし其地を發明せるものも其者に名を付日本より其者を任すされを當今方ニ任せるもの、其證たるへし

一ルロイド港を出ヂスエツ、ポイントメント嶋の方へ向て航を琉球へ取る海路なり

此島出地低く中ニ大岩石ありあり其間を貳町隔りさり北緯二十七度十五分英の緯線一度の東経百四十度五十六分三十秒也

一此島をロサツラとなつ名付る嶋なるへし是よりホロチノスの方へ航を

此嶋ハ凡て五里斗ニ隔りたる海岸ニ吉よりの石樹多く陸上ニ大樹繁茂し山の高サ水面より四十尺計りなり碇泊危ふかるへし北緯二十五度四十七分東経百三十一度十九分なり

一此辺南西風多し第六月廿三日那覇へ着き

以上二之巻抄

同上一巻抄　前紙抄中脱筆再抄

一以前も日本より此島ニ罪人を送り農業をなさしめたり此業訪ニ村落をなし罪人を撰ま彼日本船を寄せずて其年の産物を持帰る事を例とすり

一千七百七十一年より八十年の間にカラッフロッテ号
勢にて肥前に至りし時は西人アーレントウエルレヘフ
エイトといふものに逢ひて一図を示し図中日本の東
南六百里にホースト嶋と名付る嶋を載せアーレント
なる此嶋に人なく只草木計りにてとおもへり

一日本人遠海を恐れ往産物有るへき一嶋を擲ち後住せ
しめ又開拓も遂に成就なし

一蘭人此嶋を領せしも船路遠く益少なかるへし

一或る他の記録を右に引たる千六百七十五年の発明よ
り遥ゝ後の事なれとも尤も早く発明せしは日本人なり
なと英人早く此島を発明せしと云へりしに

一英人記録に日本人不意に来りて此嶋を発明せりとい
ふ条に十三年前日本の東にて暴風に逢ふロイド港に
至りと英の甲比丹ヒーチエヒに米人セウヲリより
轉したりとあり

此船を一冬の間此所に碇泊し来春に至り帰去せり

一此後八年計り過きステーフルトン嶋近を通る佛船陸
に燈火あるを見小船を差したれは日本の破船と水主
五人ありて可憐なる本船へ伴ひハルロイト港へ至り日本
領の一島へ送り届り

一此破船の残木を小港に今猶残せり板釘なとにて日本船
たるを證せり

一此嶋ハルロイト港の南より凡四拾里離る他諸島の
如く住民ありて無人嶋に属せ

甲比丹コツヒン。

一 此発明ハ千八百二十七年英の測量船甲比丹ヒーチエイ此島ニ至り英国の所領となせし始の事なり

○彼理日本紀行中ニ
加比丹シヨイルロアボツト氏無人嶋検査の報告
但千八百五十四年第四月十日ヘルリ日本碇泊中申付翌十一日アボツト、氏マセドニーン船ニて出帆

一 此時波浪極烈精密ニ検査両ち難よしアボツト熟考の説
潮流ハ本嶋近海殊ニ烈しく東ニ流れ又南西ニ流る事あり西流殊ニ強し

一 此海水日本の東海岸ニ向て流れ其廣さはカーブキンより東南凡九十里ニ達し其速さハ出東ニ向て一時ニ二里より三里ニ流る是より大ニ南方ニ至りて尚ニ東ニ流る水とも潮勢大ニ冥なり北緯三十度四十分之処ニてハ平穏の日ニても潮勢甚だ強く而て其中より西流する潮水あり

一 千八百三十年本地（ピールのロイド）ニ植る白人ナタニール、サウエリと云ものハ人員を保存し此頃より前ヘルリ至りし時ニ存せしニ

一 ヘルリロイドニ至りし頃ニ至り植民ニ出人等相会して政府を表和立を許以セーボリー嶋の植民と称し外寇を防き安全を保つの法律を設くるを司る官吏を立事

一人副官弐人なり

一亜ブレモース船此前ニ来りジヨルジ名ハホルトン氏病ニより指揮官ケルン氏其官を辞しロイド港ニ残し其後土人治都の地を権ひ得て此島ニ住き今老年なれとも要内若せり

一土人亜国の旗を立る事を望むゆえニ一旗を与ふ是亜船此海ニ来る時翻して是ニ来らしめん為なり

一本島の菓実未た熟せし者なし

一去年魯船入港の後ハ猪豚多し

一ヘルリ之海より贈れる鳥類も雛を生しスタブレトンニ植し緬羊も子を産せり

一獣類ハ牛多ニ有るへし

一洋中鯨漁三艘を見る其他の價二十五カルロンニて一トトルラルなり

一桿石の如き花崗岩水中より数百尺出たるあり正南より四分の三東ニ引迄ストヘートルスを距る事五、十四里ニ行里

一此洋なる事ハヘートトルス崎の酋長より毎月報告せる書中ニ譲る

一土人植民の約書を添十三条あり主事ハナタニール、サホレ氏副官ハセームス、モツレ、及ひトーメス、ウエブとし二年を期して此島々の事ニ従事せんとせ

同此ロイテナント、ハルデ氏より亜軍艦フリマウス船指揮官ケルリ氏ニ報告せる書抄

千八百五十三年第十二月ニ至り海上ニて考ふ
一ヒトルスボローフの西岸のニウボルト及ひ其北部の
小港を除きては本島の海浜に石炭を貯ふへき良地を
見ス
一ニウホルト及ひ小港も石炭を貯ふる良地といふへから
ず
一本港ハ南西より北西に向て開き土に砂石ありて磽地
あり港の左右湾ありて大風にも船繋あり穏なり
一ニウホルトの地小港ニ比すれハ良地にて石炭貯所と
して大利ありとす今小害のあるは海岸を去り六十五尺
の新地を築き航海家此名標及ひ高明標を設くへし
一ヒトルスブローフハ要人島中の大港にて長サ七里半
廣サ九一里と四分一里たり此港大半岩石丘陵のみに
て耕耘によろしからず只今耕すに黒土ニて
芋類　甘蔗　大薯　玉蜀黍
芭蕉　椰子木　西瓜　檸檬
を熟す甘草を土人其汁を輸出し交易に備ふ
一本港に金属ある事を見ず
一木材野種ありて器械を製するに便なり装飾に供すへ
きものもあり
一獣ハ野猪のみ多し白鶏黒鳥及ひフレエンホキシあり
魚ハ多くして良なり
一年十一月より翌五月まてをホムブハック、ワールスと録
一種来りて子を産む亀多く来る事あり土人捕て塩に貯

一牛内小代ハ開田

一若ハ去十一月より当五月まて西風吹時ハ当五月より来
十二月まて東の風強く候とも此風吹さる時ハ所
謂定風あり

一嬰無人島書留并抄　文久二戌年正月八日　於小笠原島治中

一新羅三郎義光十九代
長時　小笠原大膳大夫
文治年中先祖遠光信濃一国を賜り長時迄十八代相續
ニ當武田晴信合戦ニ退去
長持　父ニ先達ろ早世
父長時代越中信濃二国之内十二万石ニて越中富山より

右信之
女二人
長隆　小笠原右馬允
貞慶　同右近大輔
当時右近将監義三郎信濃守山城守佐渡守備中守松平
市正志摩守其外諸家ニも数多く有之候迄て貞慶子
孫あり
長元　信濃守山　右掃部也　信濃守
貞頼　室を長元養子と成　民部少輔
信濃離散の後兄弟上総ニ右信之永禄七年より三河
家康公依所称父子とも御幕下ニ属伝数家軍忠所感
状依神文ニ数通を賜ろ

信成より父長元の元祖摂河家にて於出石賜之民部貞
頼ハ三遠横四万七千石を賜り横須賀小笠原信嘉天正十
一年正月長元於飯山卒去
貞頼ハ父子之禄十六万七千石を領せ給ふ所秀吉難題
申掛ケ十六万石を取上ケ七千石被賜る貞頼述懐して
退く于時
神祖より御賓之御直筆御書を賜り三河へ御引取御崎
之諸差置御扶物を頂戴る元も家中ニ堅御存知之者ハ御
家へ被召出御譜代ニ被差加残りも一家方ニ可然与
御下知有之其後
神祖より秀吉へ御取持小笠原の嫡流なる小笠原て五万
石之被召出摂州三田小信嘉天正十六年四月十四日秀

吉聚楽亭へ
行幸之節
将軍よりハ
行幸之先例御尋貞頼取調書付言上之依之小笠原嫡流
其人之子之孫ニまて四職の内将たるへき旨取く室
町殿被仰出
行幸之節御可差図其由縁明白之旨秀吉
神祖御連判之御證文を賜る文禄二年高麗陣之時貞頼
軍旗使勤之
其後之大要ハ前ニ抄陳之于時文久二戌正月八日於
四時道あり一昨夕より雨降続きしか今朝よりハ退
々雲晴歳臨九之所中紫閣之気もとも晴敷き人事

世將子

国立公文書館
National Archives of Japan